

序章 景観計画の目的と構成

1. 景観計画の目的

①景観形成への要請

我が国においては、高度経済成長時代を通じて、物の豊かさや都市の基盤整備が進んだものの、結果としてそれぞれの地域で培ってきた景観が損なわれるとともに、全国どこへ行っても変わらない景観が生み出されてきたといえます。それは、単に良好な景観が失われるということだけでなく、地域への誇りや愛着の喪失をも生み出しました。

これに対して、昭和40年代後半から、生まれ育った地域の景観を大切にしようという動きが地方自治体より起こり、地方自治体独自の景観関連条例の制定、景観関連計画の策定、大規模建築物等に関する誘導基準の実施などが行われてきました。

②景観法の制定

国の動きとしては、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」が策定され、続いて、景観法（平成16年6月に公布、同年12月に一部施行、平成17年6月に全面施行）が制定され、法律に基づいた施策の実施が可能となりました。

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定により、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等、所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律です。

景観とは、一般的に人が風景や眺めを見て感じるものを指しますが、景観まちづくりにおける景観とは、まちの雰囲気、文化的薫りなどの歴史や文化を五感で感じられる印象や、まちの賑わい、人々の暮らしや生業といった要素も包含した幅広い概念で捉えることができます。そのため、周南市のかけがえのない財産である良好な景観は、地域の誇りとして継承し、地域の活性化を図る資源として活用していくとともに、市民にわかりやすく共有しながら、そして暮らしと密着したものとして、住民の主体的な取組が重要であると考えます。

景観法に基づく実施団体は「景観行政団体」といいますが、景観行政団体とは、景観法に基づく景観行政を担う主体で、景観計画を策定することができます。政令指定都市・中核市は自動的に景観行政団体になります。その他の市町は都道府県と協議・同意により、景観行政団体になることができ、本市は景観行政の主体的な実施を目指して、平成21年3月に「景観行政団体」となりました。

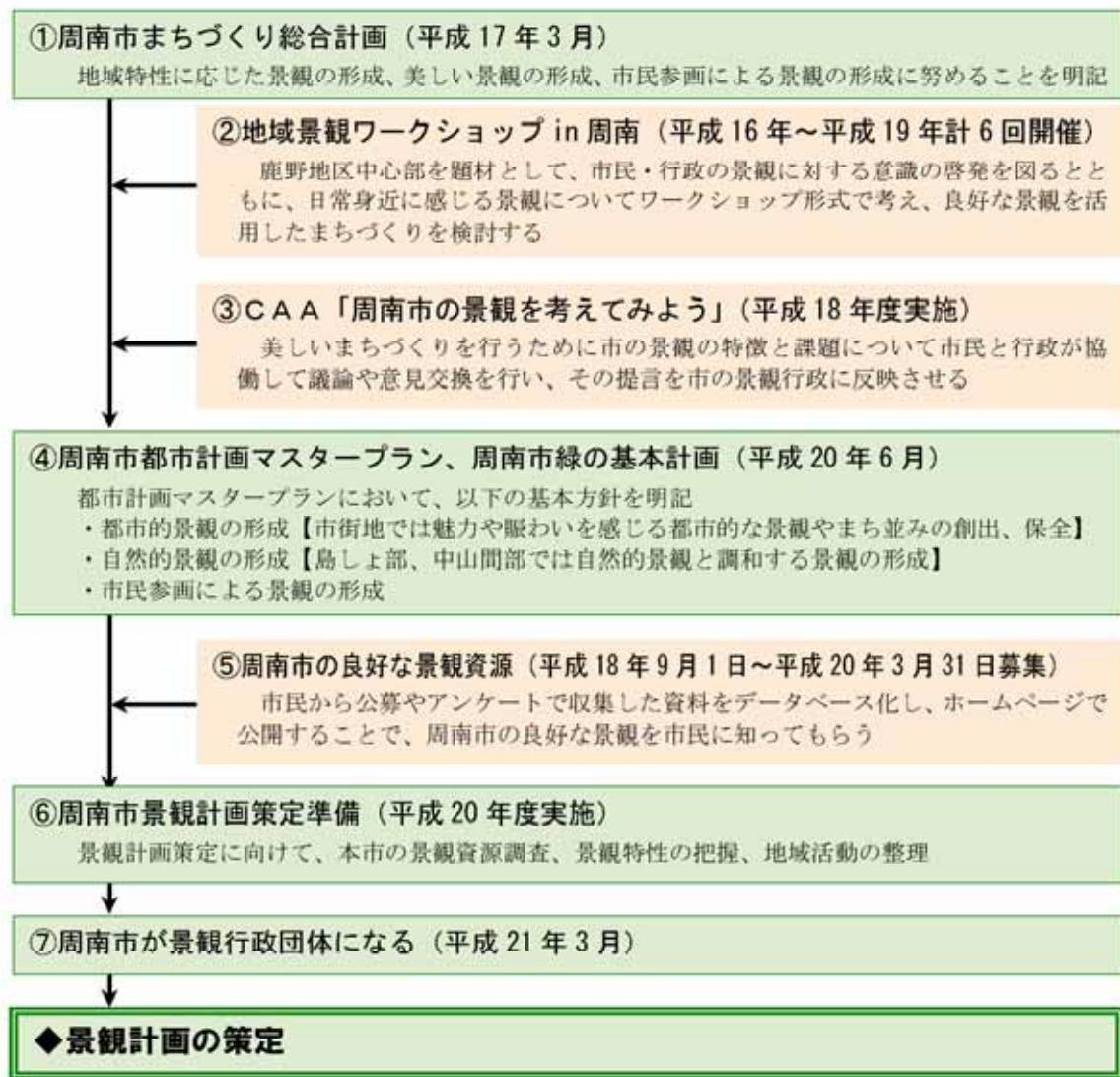
③周南市における景観行政の取組と市民運動などの状況

本市では、「周南市まちづくり総合計画（平成17年3月）」において、「美しい景観づくり」を明記し、市民とともにワークショップなどで景観資源の抽出や景観形成に対する議論を行ってきました。

それとともに「周南市都市計画マスタープラン（平成20年6月）」及び「周南市緑の基本計画（平成20年6月）」の策定プロセスにおいて、地域別のワークショップを行うとともに、景観に対する基本的な考え方を取りまとめました。その内容は、景観形成を単に規制や整備として捉えるのではなく、「地域への愛着や活力を生み出すまちづくりの骨格として進めよう」とするものです。

一方、行政施策とは別に、景観づくりに関連する市民の動きは早くからあり、さまざまな活動が展開されてきました。とりわけ、鹿野地区におけるワークショップやまち発見ウォーキングの活動は、現在も活発に行われています。

【周南市における景観行政の取組】



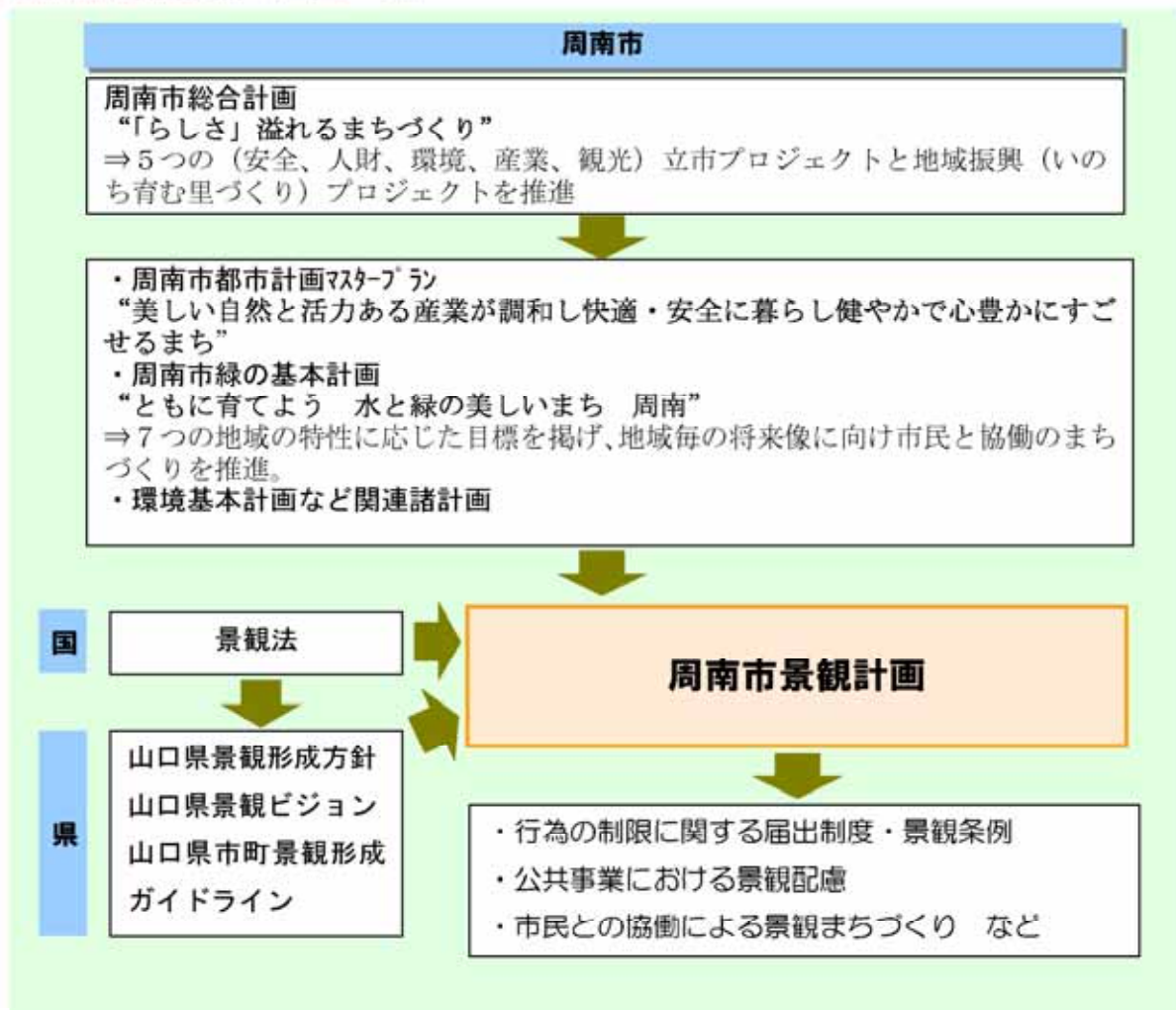
④計画の目的

本市には、広域な市域にわたり、海や河川などの水辺景観や中山間地における農村景観など多様な景観資源があります。これらの自然景観とともに、市街地においては、工業地や住宅地などの都市的景観が共存しており、それぞれの景観への配慮が必要とされています。

これらを踏まえ、本計画は周南市総合計画（後期基本計画）及び周南市都市計画マスタープラン・緑の基本計画に即したもので、周南市のまちづくりのテーマ“らしさ”溢れるまちづくり”を目指し、景観形成の指針として市民と行政の協働・連携による様々な取組を効果的かつ総合的に推進するためのものです。

将来に向けた持続的な取組として、景観行政を推進するにあたり、地域の特性や状況等の変動及び景観形成の進捗に応じて、景観計画の修正・追加の必要があります。

【周南市景観計画の位置づけ】



2. 景観計画の構成

本計画は、全市民との協働により市全体で景観まちづくりに取り組むため、景観法において規定する事項とともに、本市の景観形成の基本理念に基づいた、類型別・地域別景観形成方針を示し、景観まちづくりの推進に向けた取組を定めています。

【周南市景観計画の構成】

